

TOSHIBA

調達取引先様

グリーン調達ガイドライン

Ver. 13.2

東芝テック株式会社



目次

I. グリーン調達

1. 目的	3
2. 調達取引先様へのお願い事項	3
2.1 調達取引先様での環境経営の推進	3
2.2 納入品への環境関連物質含有の管理	3

II. 環境関連物質管理基準

1. 適用範囲	4
2. 用語の定義	4
3. 納入品への含有化学物質に関する要求	5
3.1 納入品への含有を禁止する物質	5
3.2 納入品への含有を削減・代替化すべき物質	9
4. 包装材に関する要求	10
5. 電池に関する要求	11
6. 製品固有の要求事項	11
6.1 デジタル複合機(MFP)向け納入品	11

I. グリーン調達

1. 目的

東芝テック(株)では、全ての調達品に関し、東芝グループの長期環境ビジョン「環境未来ビジョン2050」に則した調達取引先様からの調達を推進しています。その中で、本グリーン調達ガイドラインは、製品を構成する部品、材料、ユニット、製品、副資材など（以下、納入品）及びご提供いただくサービスについて、環境負荷の小さい納入品とサービスの調達を行うことを目的とします。

2. 調達取引先様へのお願い事項

2.1 調達取引先様での環境経営の推進

調達取引先様の積極的な環境経営への取り組みをお願いします。当社は、調達にあたって、東芝グループの長期環境ビジョン「環境未来ビジョン 2050」に則した環境経営を、より積極的に推進していただいている調達取引先様を優先します。

調達取引先様における環境経営の取り組みとしては、下記のような活動を想定しています。

- 1) 環境方針の設定
- 2) 環境経営システムの整備
- 3) 教育や実施確認の仕組み
- 4) 「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」に関連する環境負荷低減活動

この活動の中で、自社の「Scope 1、2」及び「Scope 3」のGHG排出量の削減、循環経済への対応(3R:リデュース、リユース、リサイクル)、化学物質の管理、植林などの生物多様性保全の推進をお願い致します。

また、調達取引先様での製造工程(洗浄、脱脂、触媒など)で使用する化学物質で、オゾン層破壊物質や有機塩素系溶剤など法規制対象の化学物質は製造工程使用禁止とします。

調達取引先様における取り組み状況の把握のため、下記のような調査を実施させていただきます。ご協力をお願い致します。

- 1) 取り組み状況の書類調査
- 2) 取り組み状況の現地調査

2.2 納入品への環境関連物質含有の管理

調達取引先様の、部品、材料、ユニット、製品などの納入にあたって、環境関連法規制の遵守、本ガイドラインⅡ.「環境関連物質管理基準」の遵守、及び環境負荷の小さい納入品の提供をお願い致します。

上記お願い事項の確実化のため、下記の事項を含む管理の正しい実施をお願い致します。

- 1) 本「グリーン調達ガイドライン」での要求事項の、全ての関係部署やサプライアへの周知徹底。
- 2) 当社発行の購入仕様書、購入図面における環境関連物質管理に関する要求事項の実現。
- 3) 当社からのお願いする環境関連物質使用状況調査への回答。

納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。主な調査は下記です。

- i) chemSHERPA®フォームによる禁止物質の不含有確認
 - ii) 「東芝テック調査票」による禁止物質の不含有確認
 - iii) EU REACH規則のSVHC含有有無および含有量調査 (chemSHERPA®フォーム、他による)
 - iv) 分析評価結果の提出
 - v) その他、上記お願い事項の確実化のため、必要な調査
- 4) 上記の回答にあたって、納入品を構成する全ての部品、材料のサプライアからの必要情報の入手。
特に、樹脂材料を含む部品、ユニット品に対し、特定フタル酸エステル類不含有の回答にあたっては上流の樹脂材料メーカーからの証明書(適合宣言書、不含有証明書、分析・検査データ、chemSHERPA®など)を入手すること。
 - 5) 当社要求事項の遵守を実現するために、必要である場合は、分析測定の実施又は/及びサプライアからの分析測定結果の入手。
 - 6) サプライアの管理体制の調査と把握(オーデットを含む)。

II. 環境関連物質管理基準

1. 適用範囲

当社製品を構成する納入品(部品、材料、ユニット、製品、副資材、など)及びご提供いただくサービスに適用します。

当社製品には、ODM製品、OEM納入品、当社が販売するオリジナルブランド製品(当社ブランドでない製品)、保守部品、修理済み品を含みます。

また、当社と資本関係がある各国の製造、販売拠点に直接納入されるものを含みます。

2. 用語の定義

(1) 環境関連物質

地球環境全般に環境影響を及ぼすおそれのある物質で本基準で指定するもの。

(2) 使用禁止物質(納入品への含有を禁止する物質)

環境関連物質のうち、法令等で使用、製造を禁止しているもの、及び弊社が使用禁止しているもので本基準で指定するもの。

(3) 削減・代替化物質(納入品への含有を報告および削減・代替化すべき物質)

環境関連物質のうち、全廃や計画的な削減を推進する物質として本基準で指定するもの。

(4) 意図した含有

(5)の不純物とは認められない含有。機能、性能を得るための必要成分として用いられる場合の含有など。

(5) 意図しない含有(不純物としての含有)

自然界に存在するもの、または反応過程で生ずるもので、精製などによっても技術的に除去しきれないもの。

(6) 均質材料(homogeneous material)

機械的に異なった材料に分離できない材料。

均質とは全体が均一組成であることを意味し、均質材料の例は、個々の種類の、プラスチック、ガラス、金属、合金、紙、板、樹脂、コーティング、等。

機械的分離とは、ねじを外す、切断する、粉砕する、研削する、すり剥く、ような機械的な行為によって分離すること。

<例>・コーティングもアタッチメントもない、単一タイプのプラスチックは均質材料

- ・電気ケーブルは、金属線とそれをくるむ非金属の絶縁物からなり、均質材料ではなく、含有濃度は各々の材料ごとに算出する。
- ・半導体パッケージは以下を含む多くの均質材料から構成されるので、その均質材料ごとに含有濃度を評価する：プラスチック モールドイング、リードフレームへの錫の電気メッキ コーティング、リードフレーム合金、金のボンディングワイヤ。

(注) クロメート処理に関しては、クロメート皮膜のみ(下地メッキを含まない)を一つの均質材料とします。

3. 納入品への含有化学物質に関する要求

3.1 納入品への含有を禁止する物質

表1に示す物質については、納入品への下記の含有がないこと。

- 1) 意図した含有
- 2) 最大許容濃度を超える含有

表3に最大許容濃度を示します。最大許容値を定めていないものも、その不純物含有が正しく管理されている必要があります(少なくとも使用部品単位で0.1wt%(1000ppm)を超えないものとします)。

但し、表2に示す使用用途は上記1) 2)の含有を許容するものとします(規制除外用途)。

また、保守部品への使用を目的とした購入など、禁止物質を含む部品、材料、製品を当社が購入する場合があります。その場合は、当社担当部門の指示に従ってください。

3.2 で示す、削減・代替化学物質についても、使用用途によっては使用を禁止しているものがあります。

表6の注を参照願います。

表1 納入品への含有を禁止する物質

参照 No.	物質名
TA1	鉛及びその化合物
TA2	水銀及びその化合物
TA3	六価クロム化合物
TA4	カドミウム及びその化合物
TA5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)
TA6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)
TA7	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (TBTO)
TA8	三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT)類、他。TBTO(参照 No.TA 7)を除く)
TA9	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類) / ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)
TA10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)
TA11	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長:10~13 の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。)
TA12	アスベスト類
TA13	アゾ染料・顔料(特定アミン(表4参照)を形成するアゾ染料・顔料で、直接かつ長時間、皮膚に接触する部位への使用に限り禁止。)
TA14	オゾン層破壊物質(ODS) (表5参照)
TA15	放射性物質
TA16	欠番
TA17	欠番
TA18	黄りん(半導体以外への含有を禁止)および赤りん
TA19	欠番
TA20	欠番
TA21	欠番
TA22	欠番
TA23	欠番
TA24	欠番
TA25	欠番
TA26	欠番
TA27	欠番
TA28	欠番
TA29	欠番
TA30	欠番
TA31	欠番
TA32	欠番
TA33	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
TA34	パーフルオロオクタン sulfone 酸(PFOS)及びその塩 (分子式 C ₈ F ₁₇ SO ₂ X, X は OH 基、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他の誘導体)
TA35	フマル酸ジメチル(DMF)
TA36	ジブチルスズ(DBT)化合物
TA37	パーフルオロ(オクタン-1-スルホニル)＝フルオリド(PFOSF)
TA38	欠番

TA39	欠番
TA40	欠番
TA41	欠番
TA42	欠番
TA43	ジオクチルスズ(DOT)化合物
TA44	欠番
TA45	欠番
TA46	欠番
TA47	欠番
TA48	ヘキサブロモシクロドデカン類(HBCDD)
TA49	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)
TA50	フタル酸ジブチル(DBP)
TA51	フタル酸ブチルベンジル(BBP)
TA52	フタル酸ジイソブチル(DIBP)
TA53	パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩およびPFOA関連物質
TA54	リン酸トリアリールイソプロピル化物(リン酸トリス、イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))
TA55	ペントクロロチオフェノール(PCTP)
TA56	ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)(炭素数9~14に限る)とその塩、および関連物質
TA57	ペルフルオロヘキサスルホン酸(PFHxS)とその塩、および関連物質
TA58	MOAH 芳香環が1から7個の芳香族炭化水素鉱物油

参照 No. :別表「該当する物質の詳細」への参照番号を示します。物質の詳細は別表をご参照願います。
別表はweb掲載の最新版を参照のこと。

表2 規制除外用途(使用可能用途)

物質名	規制除外用途(使用可能用途)	法令 除外適用 期限	RoHS指令 適用除外 番号
鉛及び その化合物	蛍光管の中のガラスの中の0.2wt%以下の鉛	-	5(b)
	機械加工用途の鋼中に重量当り0.35%以下で、且つバッチ処理される溶融亜鉛めっき鋼部品中に重量当り0.2%以下で合金成分として含まれている鉛	-	6(a)-I
	鉛含有のアルミニウムスクラップのリサイクルから生じたアルミニウム合金に含まれる0.4wt%以下の鉛	-	6(b)-I
	鉛含有量が重量当り0.4%以下である機械加工用途のアルミニウム中の合金成分としての鉛	-	6(b)-II
	銅合金に含まれる4wt%以下の鉛	-	6(c)
	高温はんだ(すなわち85wt%以上の鉛を含む鉛合金)の中の鉛	-	7(a)
	電子電気部品のガラス及びセラミック(キャパシター中の誘電セラミック外)に含まれる鉛。例えば、 piezo素子、または、ガラスまたはセラミックマトリックス化合物の中の鉛。	-	7(c)-I
	定格電圧がAC125VあるいはDC250V以上のキャパシタ中の誘電セラミックに含まれる鉛	-	7(c)-II
	少なくとも次の基準のうちの一つに適用されるICフリップチップパッケージの半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだ中の鉛 ・90nm半導体テクノロジーノード以上 ・いずれの半導体テクノロジーノードにおいても300mm ² 以上の単一のダイ ・300mm ² 以上のダイか300mm ² 以上のシリコンインターポーザーを有する積層ダイパッケージ	-	15(a)
	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	-	24
理事会指令69/493/EECの付属書I(カテゴリ1、2、3および4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	-	29	

	サーメットベースのトリマー電位差計構成要素中の鉛	-	34
PFOS及びその塩	フォトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止膜剤フィルム、紙または印刷原版用に塗布される写真コーティング剤 利用可能な最先端の技術をフルに適用することにより、環境への放出PFOS量が最小化されるよう管理された電気メッキシステムで用いられる、非装飾用硬質クロム(VI)メッキ用ミスト抑制剤および湿潤剤	-	-
ジオクチルスズ(DOT)化合物	以下を除く用途 皮膚と接触することを意図した繊維製の成形品、手袋、 皮膚と接触することを意図した履物または履物の部品、壁および床の被覆材、育児用成型品、女性用衛生製品、おむつ、2液室温硬化型鋳型キット(RTV-2鋳型キット)	-	-
リン酸トリアリールイソプロピル化合物(リン酸トリス、イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	潤滑剤およびグリースに使用するPIP(3:1)、PIP(3:1)を含む潤滑剤およびグリースを使用した製品、および潤滑剤およびグリースに含まれたPIP(3:1)。	-	-

表3 最大許容濃度

物質名	使用用途/規制法規	最大許容濃度(*1)(*2)
鉛及びその化合物	全ての用途。RoHS指令による。	0.1wt% (1000ppm)
水銀及びその化合物	全ての用途。RoHS指令による。	0.1wt% (1000ppm)
六価クロム化合物	全ての用途。RoHS指令による。	0.1wt% (1000ppm)
カドミウム及びその化合物	全ての用途。RoHS指令による。	0.01wt% (100ppm)
PBB	全ての用途。RoHS指令による。	0.1wt% (1000ppm)
PBDE	全ての用途。RoHS指令、米国TSCA PBT規則による。	意図的添加の禁止、及び0.1wt% (1000ppm) (*3)
PFOS及びその塩	表面処理(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。)	1 μ g/m ² 未満
	上記以外(同上)	0.1wt%(1000ppm)未満
三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT)類、他。TBTO(参照No.TA7)を除く)	一般公共に供給する混合物および成形品やその部品(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。)	スズ換算0.1重量%
ジブチルスズ(DBT)化合物	一般公共に供給する混合物および成形品やその部品(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。)	スズ換算0.1重量%
ジオクチルスズ(DOT)化合物	一般公共に供給する混合物および成形品やその部品(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。)	スズ換算0.1重量%
ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)/ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	POPs(非意図的に含有する可能性のある有機顔料を含む)	50ppm未満
DEHP	電気電子機器:RoHS指令による。	0.1wt% (1000ppm)
DBP	電気電子機器:RoHS指令による。	0.1wt% (1000ppm)
BBP	電気電子機器:RoHS指令による。	0.1wt% (1000ppm)
DIBP	電気電子機器:RoHS指令による。	0.1wt% (1000ppm)
DEHP、DBP、BBP、DIBP	RoHS指令対象の電気電子機器以外:欧州化学物質規制REACH ANNEX XVII エントリー51 (EU)2018/2005による。	DEHP、DBP、BBP、DIBP合計で0.1wt% (1000ppm)(*4)

フマル酸ジメチル (DMF)	成形品や部品 (欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。)	0.1ppm
短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長: 10~13)	POPs	濃度によらない
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩およびPFOA関連物質	POPs	PFOAとその塩で 25ppb, 又はPFOA関連物質で1000ppb
アゾ染料・顔料 (特定アミン(表4参照)を形成するアゾ染料・顔料で、直接かつ長時間、皮膚に接触する部位への使用に限り禁止。)	欧州化学物質規制REACH ANNEX XVII	意図的添加の禁止、及び特定アミンとして30ppm
リン酸トリアリールイソプロピル化物 (リン酸トリス、イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	米国TSCA PBT規則	意図的添加の禁止 (*5)
ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	米国TSCA PBT規則	1wt% (10,000ppm) (*5)
ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) (炭素数9~14に限る)とその塩、および関連物質	欧州化学物質規制REACH ANNEX XVII	PFCAs(C9-C14)とその塩で25ppb, 又はPFCAs(C9-C14)関連物質で260ppb
ペルフルオロヘキサスルホン酸 (PFHxS) とその塩、および関連物質	スイス化学品リスク低減令、POPs	PFHxSで25ppb, 又はPFHxS関連物質の合計で1000ppb
MOAH 芳香環が1から7個の芳香族炭化水素鉱物油	フランス包装材および公衆向けの印刷物への使用が禁止されるミネラルオイル中に含有する物質を規定する2022年4月13日付け省令	2024年12月31日まで インク中の質量濃度1% 2025年1月1日以降 インク中の質量濃度 0.1wt%(1000ppm), 又は インク中の芳香環が3から7個の化合物の質量濃度が1 ppm (0.0001%) (*6)

(*1) 最大許容濃度は「均質材料(homogeneous material)」を単位とする。

(*2) 金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とする。

例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とする。

(*3) PBDE の最大許容濃度は、均質材料における、すべての種類のPBDE(Deca-BDE 含む)の合計濃度とする。

(*4) 成形品が産業用途のみ、あるいは農業用途のみに用いられる、または開放環境でのみ用いられ、可塑化された材料がヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚と長時間接触しない場合は対象外。

(注)「皮膚との長時間接触」とは、10分以上の継続的な接触、または一日当たり30分の断続的な接触をいう。

(*5)米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第6条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性(PBT)を有する5種の化学物質、当該物質を含有する製品、及び成形品を制限するもの。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象としない。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除く。

(*6)対象は包装材及び印刷物とする。現時点ではフランス以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象としない。

表4 特定アミン(1以上のアゾ基の分解により生成するもの)

物質名	化学式	CAS No.
4-アミノアゾベンゼン	C ₁₂ H ₁₁ N ₃	60-09-3
o-アニシジン	C ₇ H ₉ NO	90-04-0

2-ナフチルアミン (β-ナフチルアミン)	C ₁₀ H ₉ N	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ N ₂	91-94-1
4-アミノジフェニル	C ₁₂ H ₁₁ N	92-67-1
ベンジジン	C ₁₂ H ₁₂ N ₂	92-87-5
o-トルイジン	C ₇ H ₉ N	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	C ₇ H ₈ ClN	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	C ₇ H ₁₀ N ₂	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	C ₁₄ H ₁₅ N ₃	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂	99-55-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	C ₁₃ H ₁₄ N ₂	101-77-9
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O	101-80-4
p-クロロアニリン	C ₆ H ₆ ClN	106-47-8
3,3'-ジメキシベンジジン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂	119-93-7
2-メキシ-5-メチルアニリン	C ₈ H ₁₁ NO	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	C ₉ H ₁₃ N	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	C ₇ H ₁₀ N ₂ O	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	C ₁₅ H ₁₈ N ₂	838-88-0

表5 オゾン層破壊物質

CFC	(モントリオール議定書 附属書A グループ I)
ハロン	(モントリオール議定書 附属書A グループ II)
その他のCFC	(モントリオール議定書 附属書B グループ I)
四塩化炭素	(モントリオール議定書 附属書B グループ II)
1,1,1-トリクロロエタン	(モントリオール議定書 附属書B グループ III)
HCFC	(モントリオール議定書 附属書C グループ I) およびHCFC-132b, HCFC-133a
HBFC	(モントリオール議定書 附属書C グループ II)
ブロモクロロメタン	(モントリオール議定書 附属書C グループ III)
臭化メチル	(モントリオール議定書 附属書E)

3.2 納入品への含有を報告および削減・代替化すべき物質

表6に示す物質については、納入品への含有を報告し、他の物質への代替を進めて下さい。当社は、同等な代替品がある場合、ここに挙げられた物質を含まない部品、材料、製品の採用を優先致します。

また、この分類の物質であっても、特定の使用用途によっては含有を禁止しているものがあります。表6の補足説明を参照願います。

表6 納入品への含有を報告および削減・代替化すべき物質

参照 No.	物質名
TB1	ポリ塩化ビニル (PVC) 及びその化合物
TB2	テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)
TB3	臭素系難燃剤 (TA5, TA6, TA48, TB2 を除く)
TB4	アンチモン及びその化合物
TB5	ヒ素及びその化合物
TB6	ベリリウム及びその化合物
TB7	ビスマス及びその化合物
TB8	ニッケル及びその化合物 (*1)
TB9	一部のフタル酸エステル類
TB10	セレン及びその化合物
TB11	亜鉛化合物
TB12	長鎖型塩化パラフィン
TB13	シアン化合物
TB14	パーフルオロカーボン (PFC)
TB15	ハイドロフルオロカーボン (HFC)

TB16	ハロゲン系樹脂添加剤 (TA5,TA6,TA48,TB2,TB3 を除く)
TB17	マンガン及びその化合物
TB18	有機スズ化合物 (TA7,TA8,TA36,TA43 を除く)
TB19	六フッ化硫黄 (SF6)
TB20	欧州 REACH 規則の SVHC (認可対象候補物質) (*2)
TB21	Proposition65 List of Chemicals に収載されている物質 (*3)
TB22	(欠番)
TB23	多環芳香族炭化水素 (PAH)
TB24	PFCAs
TB25	ベンジジン及びその塩
TB26	4-アミノジフェニル及びその塩
TB27	β-ナフチルアミン及びその塩
TB28	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)
TB29	(欠番)
TB30	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類
TB31	シマジン
TB32	ビスフェノール A (感熱紙に 0.02wt% 以上含有に限る)
TB33	Small Brominated Alkyl Alcohols (炭素数3-5の臭素化アルキルアルコール類)
TB34	ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロオクテン
TB35	りん酸トリス(2-クロロ-1-メチルエチル)
TB36	IEC62474 に収載されている物質 (*4)
TB37	中国化学物質優先制御リスト (第 1 次) および (第 2 次) に収載されている物質
TB38	(欠番)
TB39	ビスフェノール S (感熱紙に 0.02wt% 以上含有に限る)
TB40	中鎖型塩化パラフィン (MCCPs)
TB41	デクロランプラス
TB42	TSCA 第 6 条(h)に基づく PBT 物質のうち、2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール及びヘキサクロロブタジエン
TB43	ペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) (*5)
TB44	MOSH 炭素数が 16 から 35 個の飽和炭化水素鉱物油 (*6)
TB45	UV-328

参照 No. : 別表「該当する物質の詳細」への参照番号を示します。物質の詳細は別表をご参照願います。

別表はweb掲載の最新版を参照して下さい。

(*1) ニッケル及びその化合物については、人体に継続的に触れる部分への使用を禁止します。

(*2) 欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。

分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

(*3) 収載されている物質は WEB 掲載の最新版を参照願います。

http://oehha.ca.gov/prop65/prop65_list/Newlist.html

(*4) 収載されている物質は WEB を参照願います。 <http://std.iec.ch/iec62474>

(*5) 参考として米国EPAがPFASとして特定した物質はWEBを参照願います。

<https://comptox.epa.gov/dashboard/chemical-lists/pfasmaster>

また、下記ECHAのサイトも参照願います。

Submitted restrictions under consideration - ECHA (europa.eu);

<https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/72301/term>

(*6) 対象は、包装材及び印刷物です。

当該物質はフランスにて 2025 年 1 月 1 日より、インク中の質量濃度が 0.1% を超える場合禁止になります。

4. 包装材に関する要求

納入品の包装材(集合包装を含め納入されるすべての包装材)につき、3.「納入品への含有化学物質に関する要求」で記した要求に加え、表7に示す物質の含有がないこと。最大許容濃度が定められているものは、それを超える含有を禁止します。最大許容濃度が定められていないものは、意図した含有の禁止とします。

表7 包装材への含有を禁止する物質

参照No.	物質名	規制対象	最大許容濃度(*1)(*2)
TA1-TA4	鉛、カドミウム、水銀、六価クロム及びその化合物	包装材に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムとその化合物の総量が最大許容濃度を超える含有	0.01wt% (100ppm)

TB1	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物	包装材に含まれるポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物	- (意図した含有禁止)
-----	---------------------	-----------------------------	-----------------

(*1) 最大許容濃度は「均質材料(homogeneous material)」を単位とする。

(*2) 金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とする。

5. 電池に関する要求

1次電池、2次電池を問わず、また、単体の電池か機器やユニットに組み込まれたものかを問わず、すべての電池に関し、EU 電池規則(EU 2023/1542)およびEU 電池指令(2006/66/EC)を遵守すること。この中には、表8に示す物質の最大許容濃度を超える含有禁止が含まれます。

組電池などにおけるセル以外の部分に関しては、本項の要求に加え、3.「納入品への含有化学物質に関する要求」に示す要求を満たすこと。

表8 電池への含有を禁止する物質

参照No.	物質名	規制対象	最大許容濃度(*1)
TA1	鉛及びその化合物	携帯型電池または蓄電池への鉛含有	0.01wt% (100ppm)
TA4	カドミウム及びその化合物	携帯型電池または蓄電池へのカドミウム含有	0.002wt% (20ppm)
TA2	水銀及びその化合物	すべての電池に含まれる水銀の含有	0.0005wt% (5ppm)

(*1) 最大許容濃度は電池全体での元素の質量比率とする。

6. 製品固有の要求事項

3. から5. の要求事項に加え、当社の特定製品向け納入品に限定した要求事項を本項で示します。調達取引先様にて、納入品が、指定された当社製品に使用されることが明確な場合は、本項の要求を満たす必要があります。

6.1 デジタル複合機(MFP)向け納入品

納入品が、デジタル複合機(MFP)に使用されることが明確な場合、表9に示す物質の意図した含有を禁止します。

表9 デジタル複合機向け納入品の規制事項

物質名	規制対象	最大許容濃度
EC理事会指令67/548/EECの付属書IIに記載された、発がん性、変異原性、生殖毒性のいずれかにおいて、カテゴリー1～3 に分類された物質	25g 以上のプラスチック製筐体部品への含有	- (意図した含有禁止)

グリーン調達ガイドライン

東芝テック株式会社

発行日：2024年4月1日 (Ver.13.2)